

## 【フィリピン】 オンライン上の模倣品対策を強化する規則改正予定について

2020 年 7 月 7 日

ジェットロ・シンガポール事務所

フィリピン知財庁 (IPOP HL) はオンライン上の模倣品対策強化を盛り込んだ「エンフォースメント機能および訪問権限に関する規則」の改訂に向けた準備を行っている。

同規則によって、IPOP HL の知財エンフォースメント室 (IEO) は、行政告発に基づき、オンラインプラットフォームに対する警告通知および遵守命令によって、模倣品を販売、または海賊版をストリーミングするサイトを削除することができるようになる。

また、従わない販売業者に対しては、地方政府または貿易産業省に違反者の営業許可を取り消す申し立てを行うことができるようになる。

加えて、IEO の執行命令に含まれる内容として、侵害品販売サイトやアカウントの恒久的なテークダウン、ブロック、削除；侵害行為の停止命令；模倣品や海賊版の、オンラインプラットフォームや物理的店舗からの除去命令も含むようになる。

本改正はパブリックコメントの結果を受けて必要な修正ののち、IPOP HL 長官の決裁を経て、正式に導入される見通し。

なお、フィリピンではオンライン上の模倣品対策を含んだインターネット取引法の審議を後押しするものとしたい、とのこと。

情報公開日

2020 年 7 月 6 日

URL 等

<https://www.ipophil.gov.ph/news/ipophil-updates-enforcement-rules-to-add-teeth-to-online-counterfeiting-piracy-crackdown/>

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。